

燕市不妊・不育症治療費助成事業

のご案内



燕市では、不妊・不育症の悩みを抱えているご夫婦が、少しでも早く医療機関に相談し、適切な治療に結びつくことができるよう、治療にかかる費用の一部を助成しています。

申請には、領収書・診療明細書が必要となりますので、大切に保管しておいて下さい。



特定不妊治療費助成事業

1. 対象者

- ・法律上の夫婦で、夫婦いずれか一方または両方が申請日において燕市に住所を有している
- ・新潟県不妊に悩む方への特定治療支援事業を申請し、助成の決定を受けている
- ・市税等の未納がない

2. 対象となる検査・治療

新潟県知事が指定した医療機関で行う体外受精および顕微授精

※ ただし、他市町村で助成を受けた場合は、対象外です。

3. 助成額

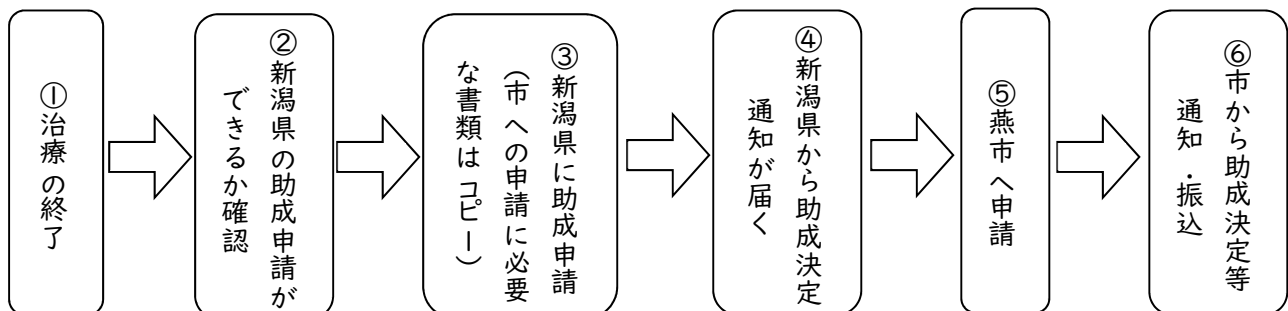
特定不妊治療費から県の助成額を控除した額の2分の1（上限8万円、100円未満切り捨て）

4. 申請回数

- ・妻の年齢が39歳以下（※）の場合、妻の年齢が43歳になるまでに通算6回まで
- ・妻の年齢が40歳以上（※）の場合、妻の年齢が43歳になるまでに通算3回まで

※ 年齢は初めて助成を受ける（受けた）際の治療開始時点における妻の年齢

5. 手続きの流れ



※原則、治療が終了した日の属する年度内の申請が必要です。（ただし、新潟県からの決定が遅れる場合は4月以降でも市への申請が可能です。県の決定通知が届き次第、早めに申請をお願いいたします。）

※ 県助成事業のお問い合わせ先：三条地域振興局 地域保健課 ☎0256-36-2292



1. 対象者

- ・法律上の夫婦で、夫婦いずれか一方または両方が申請日において燕市に住所を有している
- ・夫婦いずれか一方または両方が不妊治療の受診日において燕市に住所を有している
- ・市税等の未納がない

2. 対象となる検査・治療

- ・治療・・・タイミング療法、排卵誘発法、人工授精 などの医師が不妊治療と認めるもの
- ・検査・・・不妊原因検査、排卵時期検査 などの医師が不妊検査と認めるもの
- ※ 特定不妊治療費（体外受精及び顕微授精）、入院費、食事料、文書料、消費税は対象外です。
- ※ 平成29年4月1日からの、医療保険適用及び適用外の両方が対象となります。
- ※ 夫の検査・治療も対象です。

3. 助成額

平成29年4月1日から令和2年3月31日までの治療分

一般不妊治療費のうち自己負担額の2分の1（上限10万円、100円未満切り捨て）

令和2年4月1日以降の治療分 ※ ただし助成総額50万円まで

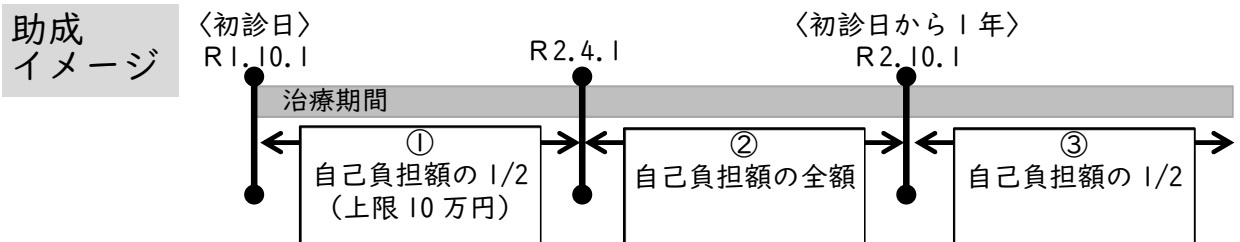
初診日から1年以内 : 自己負担額の全額（夫婦ともに検査をしている場合のみ）

初診日から2年目以降 : 自己負担額の2分の1（年間支給上限なし、100円未満切り捨て）

4. 申請回数

- ・1年度（※）1回の申請で、通算5回まで
- ・治療した回数にかかわらず1回分として申請できます。（年度を越えての申請可）
- ・治療が終了した場合や、自己負担額が20万円を超えた場合には随時申請できます。
- ※ 「1年度」とは4月1日から翌年3月31日までの期間です。

対象期間	助成額	助成上限額	助成回数	年齢制限
① ~R2.3.31 治療分	自己負担額の1/2	上限10万円	1年度1回、 通算5回まで	なし
② 初診日から1年間 ※R2.4.1 治療分～	自己負担額の全額 ※夫婦ともに検査が必要	なし ※助成総額50万円まで		
③ 初診日から2年目以降	自己負担額の1/2			



5. 手続きの流れ





1. 対象者

- ・法律上の夫婦で、夫婦いずれか一方または両方が申請日において燕市に住所を有している
- ・夫婦いずれか一方または両方が不育症治療の受診日において燕市に住所を有している
- ・医療機関で不育症と診断され、治療の必要性が認められた人
- ・市税等の未納がない

2. 対象となる検査・治療

- ・不育症と診断するための検査
- ・不育症の診断を受けて行う治療・検査

※ 母子健康手帳交付日以降の保険診療の自己負担額は対象外です。

※ 入院時の差額ベッド代、病衣使用代、食事料、文書料、消費税は対象外です。

※ 令和2年4月1日からの、医療保険適用及び適用外、調剤費が対象となります。

3. 助成額

1回の治療期間につき、自己負担額の2分の1（上限10万円、1円未満切り捨て）

※ 治療期間とは

不育症の診断をするための検査または治療を開始した日から、不育症治療による出産等の日または医師の判断により治療が終了した日まで

4. 申請回数

- ・1回の治療期間につき1回の申請で、通算5年度まで

※ 申請書を提出した日の年度で計算します。

※ 治療期間が終了した日の翌日から6か月以内に申請が必要です。

対象期間	助成額	助成上限額	助成回数	所得制限 年齢制限
R2.4.1以降の 治療分	自己負担額の1/2	1回の申請につき 上限10万円	1年度の上限なし (通算5年度まで)	なし

5. 手続きの流れ



3 必要書類

【特定不妊治療費助成】

- 燕市不妊治療費助成事業申請書 ※
- 燕市不妊治療費助成事業請求書 ※
- 新潟県不妊に悩む方への特定治療支援
事業助成決定通知の写し
- 新潟県不妊に悩む方への特定治療支援
事業受診等証明書の写し
- 領収書・診療明細書
- 申請者名義の通帳又は通帳の写し
- 印鑑

【一般不妊治療費助成】

- 燕市不妊治療費助成事業申請書 ※
- 燕市不妊治療費助成事業請求書 ※
- 燕市不妊治療費助成事業受診等証明書 ※
- 領収書・診療明細書
- 申請者名義の通帳又は通帳の写し
- 印鑑

【不育症治療費助成】

- 燕市不育症治療費助成事業申請書 ※
- 燕市不育症治療費助成金交付請求書 ※
- 燕市不育症治療費助成事業受診等証明書 ※
- 領収書・診療明細書
- 申請者名義の通帳又は通帳の写し
- 印鑑

※ 必要書類については、窓口でお渡しできるほか、
燕市ホームページからもダウンロードできます。
([http://www.city.tsubame.niigata.jp/welfare/
015001006.html](http://www.city.tsubame.niigata.jp/welfare/015001006.html))

3 助成決定等

- 承認・不承認 ⇒ 後日通知でお知らせします。
- 助成金の振込 ⇒ 指定の口座に申請の2か月前後で振り込みます。

【申請・お問い合わせ先】 燕市吉田西太田1934番地
燕市役所健康づくり課健康推進係(1階17・18番窓口)
☎ 0256-77-8182(直通)